

児童クラブ認定指導員制度 運用指針

◎ この制度を円滑に運用するため、以下の運用指針を設ける。

(1) 認定指導員の基本的な心構えについて

- ① 「児童クラブ指導員養成講習会」開催の主旨と、「認定基準」を理解し、一般社団法人富山県児童クラブ連合会（以下、「(一社) 県児ク連」という）などの団体活動や事業の目的に沿って、各種活動で要請のあった必要な支援をする。
- ② 単位児童クラブおよび町内会または公民館などの活動で、「認定指導員」として行動する場合は、主催者の安全対策を確認して、必ず(一社) 県児ク連・事務局に、所定の通知書により告知すること。
- ③ 主催者、もしくはその打合せ会で決められた内容と役割から、逸脱しないように、あくまでサポートする立場をわきまえて支援・協力すること。
- ④ 支援することに条件を付けないこと。支援に不安や疑義がある場合は、始めから加わらないこと。

(2) 活動現場での認定指導員の心構えについて

- ① 子どもとは言え人格・人権を有する個人として、失礼の無いように対応すること。特に言葉使いに注意すること。
- ② 相手方のレベルやペースを考慮して支援すること。
- ③ 活動現場は、子どもにとってとても意義のある場所であることを理解し、「活動現場での確認事項」を守ること。
- ④ 活動現場では、安全確保や危険予知能力の向上に留意して支援すること。
- ⑤ 認定指導員として活動に加わる場合は、自身の安全対策も必要であり、(公社) 全国子ども会連合会・全国子ども会安全共済会に加入していること。
- ⑥ 不明の事項については、主催者等に確認して行動し、独断で行動しないこと。

(3) 認定の取消し、および停止の措置について

認定指導員本人から申出があった場合の他、認定指導員に次の行為があつて、認定審査会構成員から指摘されても、その行為が改善されない場合は、認定の取消しまたは停止の措置をとる。

- ① 前記の各事項が理解できず、守れない場合。
- ② 相手方を侮辱、屈辱して大きく心象を害した場合。
- ③ 病気など本人の事情で、活動支援が出来ない場合。
- ④ 重大な交通事故や事件などで加害者となり、本連合会の信用と関係者に著しい迷惑が及んだ場合。

(4) 認定の回復の措置について

前項に掲げる①から④の状況が著しく改善され、本人から認定の回復を希望する旨の申出があった場合は、認定の回復の措置をとる。